

# 関西人口ビジョン及び関西版総合戦略(関西創生戦略(仮称))の概要について

本部事務局

## 1 策定趣旨

地方分権改革に関する提案募集において、関西広域連合を総合戦略の策定主体とする求め、広域連合の規約改正を前提に認められた。

東京への一極集中を是正し、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、関西圏域の活力を取り戻すため、効率的かつ効果的な取組を緊急的かつ集中的に実施するため、「関西人口ビジョン」及び「関西版総合戦略（関西創生戦略（仮称））」を策定する。

## 2 策定スケジュール

- (1) 平成 28 年 3 月 関西人口ビジョン及び関西版総合戦略（平成 27 年度版）を策定
- (2) 平成 28 年度 次期広域計画の改定作業を踏まえ改定版を策定

## 3 規約変更及び広域計画の改定

関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 1 号、関西広域連合広域計画第 5 の 8 「その他広域にわたる政策の企画調整等」に、それぞれ「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条第 1 項に規定する計画」を追加

## 4 関西人口ビジョン及び関西版総合戦略の骨子案の概要

### (1) 関西人口ビジョン

関西の人口に関する現状及び将来に与える影響の分析・考察を実施するとともに、国の「長期ビジョン」と整合を図りながら、目指すべき将来の方向を踏まえた施策の効果を見込み、自然増減や社会増減に関する仮定を置いて関西の将来人口を展望

### (2) 関西版総合戦略

- ① 基本的な考え方
  - ・ 国土の双眼構造を実現する関西
  - ・ 人が環流し地域の魅力を高める関西
- ② 基本目標・基本的方向及び具体的な施策
  - ・ 関西圏域の展望研究を参考に設定していく。

### <主な具体的な施策のイメージ>※平成 27 年度版ベース

- 関西での首都機能のバックアップ、平時分散（政府関係機関の関西への移転を含む）に向けた働きかけ
- リニア中央新幹線の全線同時開業、北陸新幹線の早期延伸等に向けた働きかけ
- シンクタンク機能を担う官民協働のプラットホーム検討と人材のネットワーク化
- 産学官連携によるイノベーションの強化・推進（関西健康・医療創生会議での検討等）
- 官民が一体となった関西の国際観光の推進を強化し、「KANSAI」を世界に売り込む。
- 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた関西文化の魅力発信
- 東京と関西双方で連携・分担する防災庁（仮称）機能の検討

(参考)

- 関西版総合戦略策定に伴う規約変更について……………別紙 1
- 関西版総合戦略策定に伴う広域計画の改定について……………別紙 2
- 関西版総合戦略（関西創生戦略(仮称)）策定に係る基本的な考え方……………別紙 3
- 関西人口ビジョン骨子案……………別紙 4
- 関西版総合戦略（関西創生戦略(仮称)）骨子案……………別紙 5

## 関西版総合戦略策定に伴う規約変更について

### 1 規約変更案

#### 関西広域連合規約

##### 第1条～3条（略）

**第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。**

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画

ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

（※ゴシック部分を追加）

(2)～(9)（略）

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。

##### 第5条～附則（略）

別表（20条関係）（関係部分のみ抜粋）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
企 画 調 整 費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県、京都都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
事 業 費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合

## 2 今後のスケジュール

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 2月～3月 | 府県市議会定例会（規約変更案の議決）→ 総務大臣申請 |
| 4月～5月 | 規約の総務大臣許可→改正規約の施行          |

## 関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案	変更前 (H27.12.4 変更許可規約)																		
関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）																		
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）																		
第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる <u>次に掲げる計画</u> の策定及び実施に関する事務 <u>ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画</u> <u>イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画</u> <u>ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）</u> (2)～(9)（略）	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる <u>防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）</u> の策定及び実施に関する事務 (2)～(9)（略）																		
2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号 <u>ア</u> （同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号 <u>ア</u> （同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものと除外するものとする。	2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号 <u>ア</u> （同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号 <u>ア</u> （同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものと除外するものとする。																		
第5条～第21条（略）	第5条～第21条（略）																		
別表（第20条関係）	別表（第20条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																	
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																	
第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																	
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																	
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																	
第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																	

## 関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案			変更前 (H27.12.4 変更許可規約)		
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10	企画調整費	第4条第1項_____第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	事業費	第4条第1項第1号_____に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の10		第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5		第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の5		第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10）		第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 利用実績割 10分の10		第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の10		第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の10		第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る絏費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割 10分の10

## 関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案			変更前 (H27.12.4 変更許可規約)		
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。			事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		
備考（略）			備考（略）		



## 関西版総合戦略策定に伴う広域計画の改定について

本部事務局

### 1 広域計画改定案

#### 関西広域連合広域計画

##### 第5 実施事務の対応方針及び概要

###### 8 その他広域にわたる政策の企画調整等

(1)～(2) (略)

(3) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画の策定及び実施

東京への一極集中を是正し、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、関西圏域の活力を取り戻すため、7つの広域事務など、各府県市単独では出来ない広域的な取組みや、関西広域連合が連絡調整する方が効率的かつ効果的な取組みを緊急的かつ集中的に展開する「関西人口ビジョン」及び「関西版総合戦略」の策定及び実施に関する事務を行う。

### 2 今後のスケジュール

平成28年2月13日 連合議会総務常任委員会へ説明

平成28年3月 5日 連合議会3月定例会へ上程



## 関西版総合戦略（関西創生戦略（仮称））策定に係る基本的な考え方

本部事務局

### 1 策定趣旨

#### （1）策定経緯

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき地方公共団体に努力義務が課せられ、すべての構成府県市で策定されているが、関西広域連合も府県を跨ぐる広域事務を担う地方公共団体の性格を持つことから、策定の努力義務を果たすべきものと考えている。

このため、地方分権改革に関する提案募集において、関西広域連合を総合戦略の策定主体とすることを求め、広域連合の規約改正により、総合戦略の策定主体となることが認められた。

#### （2）戦略の位置づけ

本格的な人口減少社会が到来する中、関西圏域においても人口の東京圏への流出が進み、首都圏とのインフラ格差や製造業依存の実態などから、関西の経済基盤が停滞するなどの課題が山積している。

そのような状況の下、東京への一極集中を是正し、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、関西圏域の活力を取り戻すことが重要である。

関西広域連合では、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに「関西圏域の展望研究会」を設置し、関西圏域の今後を展望した取組の研究を行うなど、関西圏域の地方創生に向けた取組を行っている。

こうしたことを踏まえるとともに、地方創生の深化には、地域連携が重要であることから、関西広域連合では、7つの広域事務など、各府県市単独では出来ない広域的な取組みや、各府県市が実施する広域事務のうち、関西広域連合が連絡調整する方が効率的かつ効果的な取組を緊急的かつ集中的に実施するため、「関西人口ビジョン」及び「関西版総合戦略」を策定する。

なお、策定にあたっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案するとともに、構成府県市の人口ビジョン、総合戦略との整合性を図り、関西の実情に応じた平成31年度までの目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめる。

#### （3）戦略策定の意義

なお、総合戦略を策定することは、国に対して連合が今後実施していく事務及びその実施結果を明確に示すこととなり、関西一丸となって東京一極集中のは正等の課題に取り組んでいく姿勢を関西の府県民に対してPRでき、より大きな事業効果を得ることも可能となる。また、国からの交付金を充当することにより、構成府県市の財政負担削減にもつなげる。

#### ＜具体的な施策の検討範囲＞

- ① 各府県市が実施する広域事務（関西広域連合は連絡調整）
- ② 関西広域連合が実施する7つの広域事務及び企画調整事務

## 【広域計画と総合戦略の関係】

広域計画は、関西広域連合における総合的及び計画的な運営を推進するための方針である。一方で、関西版総合戦略は、人口減少社会への対応、東京への一極集中のは正などに緊急的かつ集中的に対応する取組みに特化した計画である。

- ※ 総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少問題の克服と成長力の確保を実現するため、「まち」「ひと」「しごと」に絞った形で、KPI や PDCA サイクルの手法を取り入れ、基本目標、基本的方向、具体的な施策等を定めたまち・ひと・しごと創生に関する具体的な戦略。
- ※ 広域計画は地方自治法に基づき策定するもので、関西広域連合における総合的及び計画的な運営を推進するための方針となるもの。

### ■現広域計画（平成 26 年度～28 年度）

#### □分野別計画



## 【策定時期】

各府県の取組を前提に広域事務を定める広域連合制度の趣旨から、各府県市の総合戦略の内容を考慮した上で、関西版総合戦略を策定するものと認識している。また、各分野の総合戦略は、その大部分について、次年度の広域計画の改訂と一体的に策定することが効果・効率的である。さらに、総合戦略策定の基礎資料にすることを目的の 1 つにしていた「関西圏域の展望研究会」においては、構成府県市の総合戦略策定の時期を視野に、平成 27 年秋に最終報告書が提出された。

これらを踏まえて、速やかに関西版総合戦略を策定することとし、平成 28 年 3 月に関西版総合戦略（関西創生戦略（仮称））（平成 27 年度版）案を策定し、平成 28 年度は、次期広域計画の改定作業を踏まえ、地域創生に対応する新たな事務を盛り込んだ改定版を策定する。

## 【分野別計画と総合戦略の関係】

上記のとおり、関西版総合戦略には、広域計画における人口減少社会への対応、東京一極集中のは正などに対応する取組を盛り込むことを想定しており、分野別計画と齟齬のないように策定するものであると認識している。

以上より、総合戦略は広域計画及び分野別計画と齟齬のないように策定するものであると認識している。

## 関西人口ビジョン骨子案

### 1 基本的な考え方

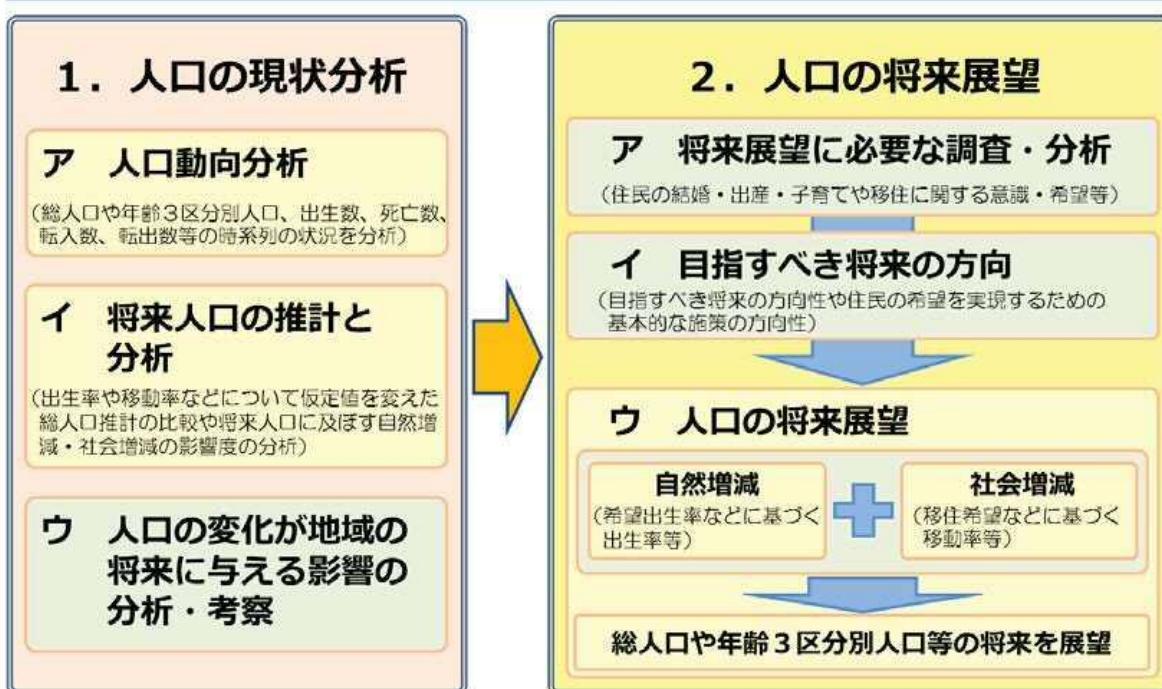
構成府県市の人口ビジョンの目標値の足し上げ（区域間の移動補正のあり方含む）による人口ビジョン策定ではなく、施策の基本的方向を踏まえた政策効果を考慮し、関西独自の自然増減と社会増減を設定し、人口ビジョンを策定

※ ①関西独自の自然増減と社会増減の設定、②国が希望する1億人を参考にした試算方法等について、独自の関西の人口動態を研究するアジア太平洋研究所の意見を聴取し、検討を進めていく。

※ 各府県市の戦略を前提に、基本目標を府県市と共有し府県域を跨ぐ取組を上乗せした取組で推進するものと考えており、府県市における取組に影響を与えるものは考えていない。

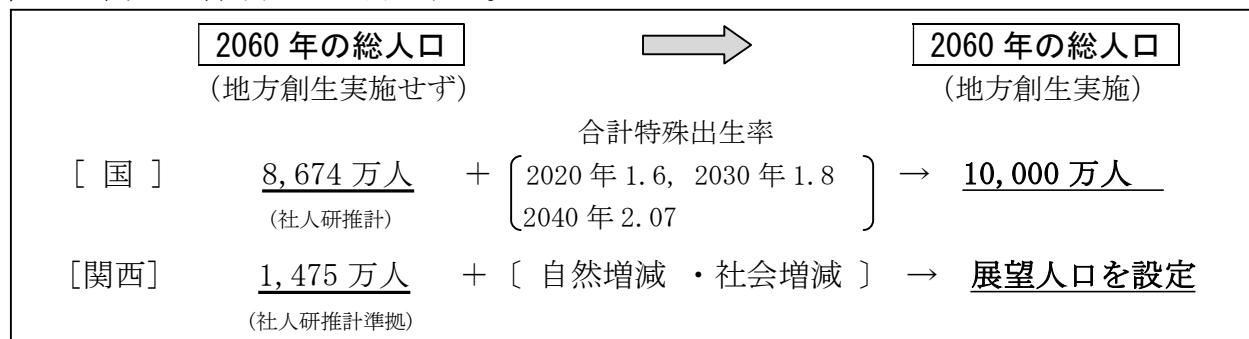
#### [ 国が示す地方人口ビジョンの構成イメージ ]

- ・国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示。
- ・対象期間は長期ビジョンの期間（2060年）を基本。（地域の実情に応じた期間の設定も可）



#### <策定フロー>

関西の人口に関する現状及び将来に与える影響の分析・考察を行うとともに、国の「長期ビジョン」（「2060年に1億人程度の人口を確保」）と整合を図りながら、目指すべき将来の方向を踏まえた施策の効果を見込み、自然増減や社会増減に関する仮定を置いて関西の将来人口を展望する。



## 2 関西の自然増減と社会増減を設定

自然増減は、主として府県・市町村の取組によって、社会増減は、これに加え関西広域連合の取組によって効果を発揮するというという認識のもと、関西の自然増減、社会増減を設定

### ①自然増減

[関西としての合計特殊出生率を設定]

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
国長期ビジョン	—	1.6	—	1.8	—	2.07	—	—	—	—
(案)	関西としての独自案を設定									

#### ア 子ども女性比率

関西としての合計特殊出生率から、全国の子ども女性比率の値（社人研の『日本の将来推計人口』に準拠）をもとに、関西としての子ども女性比率を算出する

（『「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について  
(平成26年10月20日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)』）

#### イ 生残率

- ・2015～2040 年は、社人研準拠。
- ・2045 年以降は、2040 年生残率の値を 2060 年まで一定

### ②社会増減

#### ○ 純移動率

- ・東日本大震災や東京オリンピック等の影響を考慮し、独自案を設定

## 3 関西の自然増減と社会増減に基づき展望人口を試算

[試算の考え方]

階層	考え方
0～4 歳の人口	15～49 歳の女性人口 × 子ども女性比率
5～9 歳の人口	(生残率 + 純移動率) × 5 年前の 0～4 歳の人口
10～14 歳以降の人口	(生残率 + 純移動率) × 5 年前の当該階層の人口

(参考) 国長期ビジョンに記載の 1 億人から割り戻した人口

2010 全国：1 億 2,805 万人

2010 関西： 2,228 万人

=> 関西北 17.4%

1,740 万人 (1 億人 × 17.4%)

# 関西人口ビジョン基礎資料

## 1 人口の将来推計

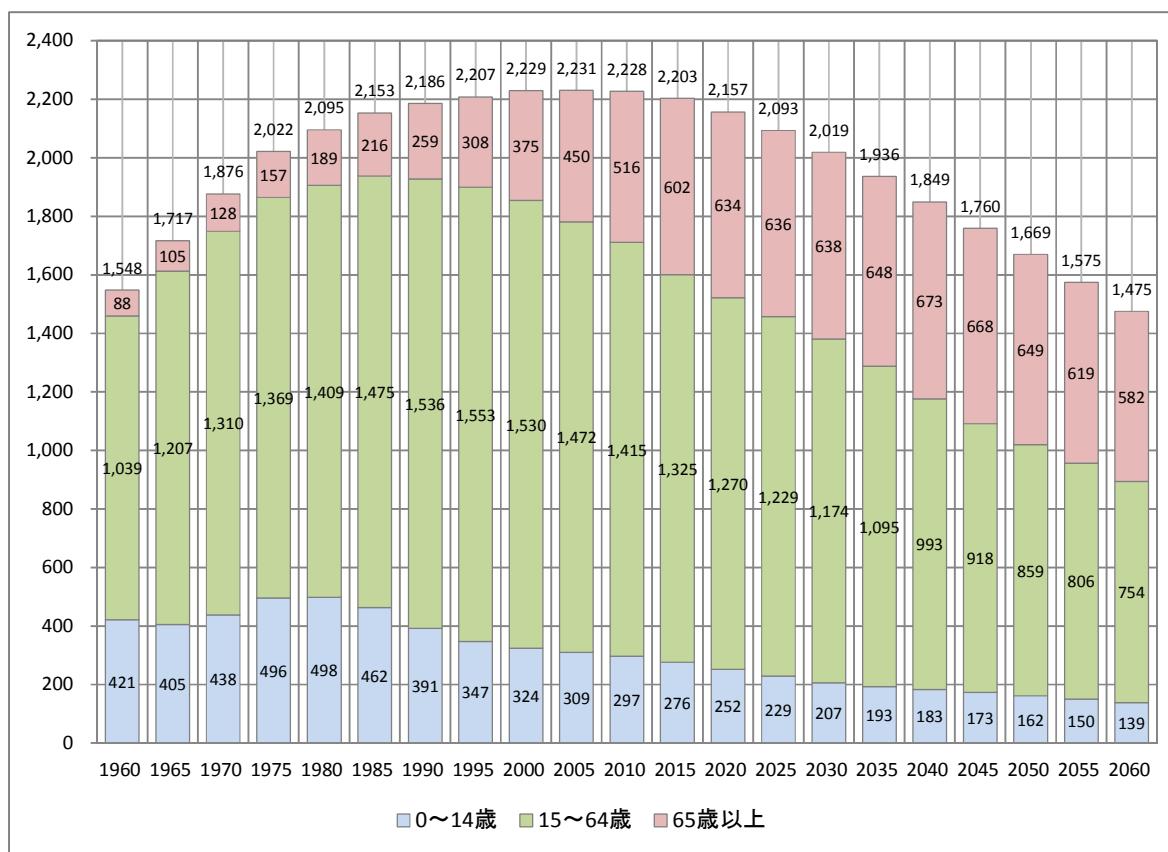
関西圏域の展望研究で試算した将来推計（国立社会保障・人口問題研究所で算出した2040年推計人口（1,849万人）をもとにした2050年の推計人口（1,669万人））について、2060年まで延伸して試算（1,475万人）

加えて、首都圏、大都市への人口流出、都市部と地方部別生産年齢人口、65歳以上人口の推移など、関西独自のデータについて整理。

### 【関西の総人口】

- 2010（平成22）年 2,228万人 → 2060（平成72）年 1,475万人

区分		2010年(実績)	2040年(2010年比)	2060年(2010年比)
総人口		22,277,331	18,487,764	▲17.0%
年齢階層	年少人口(15歳未満)	2,967,384	1,833,287	▲38.2%
	生産年齢人口(15歳以上65歳未満)	14,148,444	9,929,120	▲29.8%
	老齢人口(65歳以上)	5,161,503	6,725,357	30.3%
				12.7%



(出典) • 1960年～2010年まで  
• 2015年以降  
• 2045年以降

総務省「国勢調査」(実績値)  
社人研「日本の将来推計人口」  
社人研に準拠し関西広域連合で試算  
(自然増減・社会増減については、2040年の社人研推計値をそのまま延伸)

## 【年齢階層別人口】

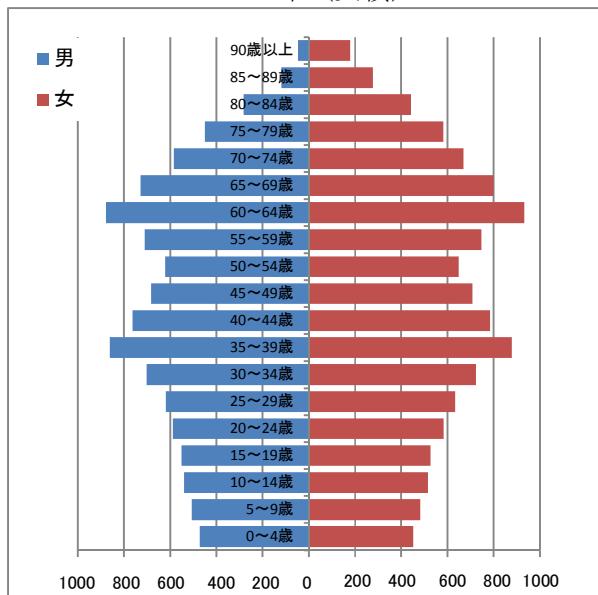
- ・2060年には65歳以上の高齢者が占める割合が約4割となり、2010年の約1.7倍まで増加する。
- ・年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は減少し続け、それぞれ約10%と約50%まで低下する。
- ・年齢階層別の割合の変化は、全国平均とほぼ同じ推移となる。



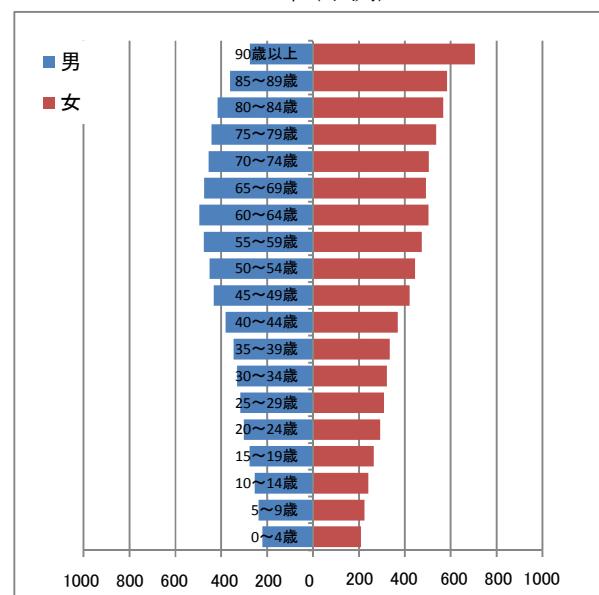
（出典）総務省「国勢調査[年齢(3区分)別人口]」（1960年から2010年までの実績値）、社人研「日本の将来推計人口」（2015年以降の推計値）2045年以降は社人研に準拠し関西広域連合で試算

## 【人口ピラミッドの変化】

2010年（実績）



2060年（予測）



（出典）総務省「国勢調査」（1960年から2010年までの実績値）、社人研「日本の将来推計人口」（2015年以降の推計値）2045年以降は社人研に準拠し関西広域連合で試算

(参考)

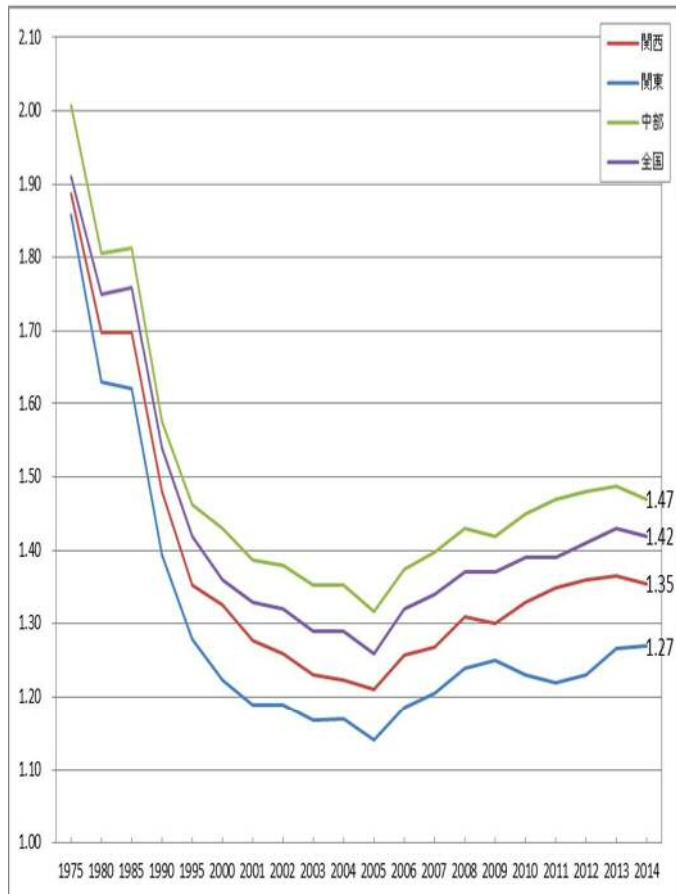
### 【関西圏域の転入超過数】

(単位：人)

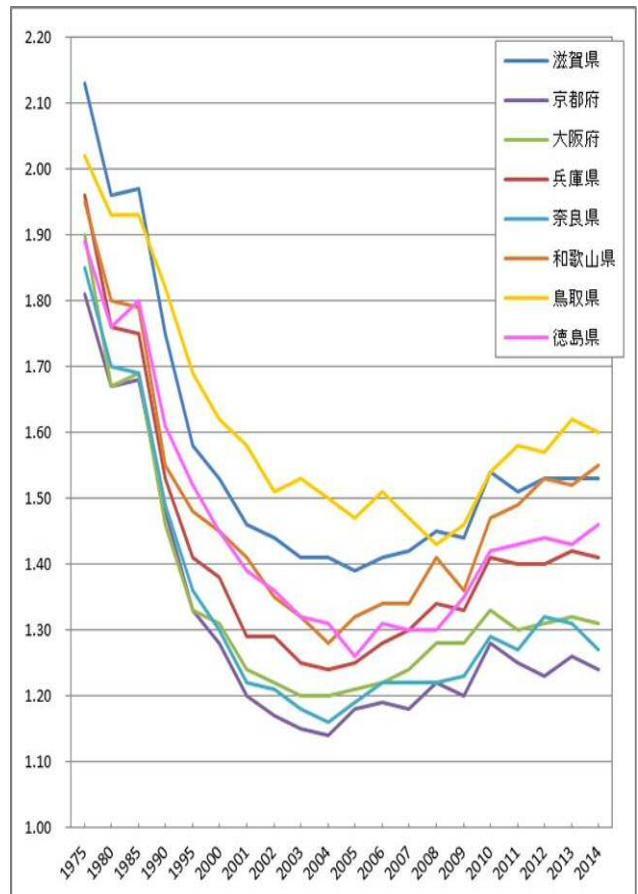
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
総数	▲13,076	3,157	▲2,406	▲12,616	▲18,194
東京圏	▲21,028	▲9,001	▲11,753	▲20,782	▲24,662
関東圏(東京圏除く)	▲1	1,186	383	▲139	▲196
名古屋圏	307	496	▲500	▲708	▲1,582
中部圏(名古屋圏除く)	▲76	306	344	149	252
北海道・東北	1,389	3,857	1,264	470	479
九州・沖縄	1,660	1,751	1,734	2,582	2,086
その他	4,673	4,562	6,122	5,812	5,429

(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

### 【各圏域の合計特殊出生率】



### 【各府県の合計特殊出生率】



(出典) 総務省「人口推計」 厚生労働省「人口動態調査」をもとに作成

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

## 参考：構成府県人口ビジョンの概要

(各府県人口ビジョンから抜粋)

府県名	2060年 推計人口 (社人研推計)	2060年 人口ビジョン	将来展望の前提条件	
			①出生率	②社会移動
滋賀県	112.7万人	2040年約137万人 2060年約128万人	2040年 1.94 2050年 2.07 →出生数 2020年に現状より500人増	20~24歳の社会増減を2020年にゼロ →若者の社会増減を2020年に現状より1,000人以上増
京都府	179万人	約224万人(2080年)	2020年 1.6 2030年 1.8 2040年 2.07	2030年に社会減の地域が解消、2040年以降は5年単位で北部地域で2,500人の転入、中部地域で1,100人の転入増が継続等
大阪府 (策定中)	595万人 750万人 (2040年) ※2060年の人口については 2040年までの 推計を単純に 延長したもの	(1) かつ② 837万人 (2) かつ② 823万人	(1) 2020年以降 1.6 2030年以降 1.8 2040年 2.07 (2) (1)に府と全国平均の出生率の差(2005~2014年の平均)を加味	東京圏への転出超過数ゼロと仮定した場合
兵庫県	366万人	450万人	毎年44千人(5年間で220千人)の出生数を維持。 結果として 2040年以降 1.8 2060年以降 2.0となる。	→2020年において東京圏及び大阪府への転出超過の解消を図る →ファミリー層及び壮年層の転入を促進する。(年間800人程度)
奈良県	83.9万人	105万人以上	2019年 1.4 2032年 1.8 2040年 2.07	2020年社会増減均衡
和歌山県	52.5万人	70万人(70.3万人)	2020年以降 1.8 2030年以降 2.07	これからも一定の転出があると見込む一方で、今後10年毎に50%の定率で縮小
鳥取県	33.4万人	44万人(43.4万人)	2030年 1.95(希望出生率) その後 2.07	2008~2013年の社会移動(県外への転出入)が今後5年かけて半減し、その後5年に転入転出者数が均衡
徳島県	41.9万人	60~65万人超 ※国の2060年の目標水準「約60万人」から①②の条件を満たした「65万人超」までの範囲	2025年 1.80 2030年以降 2.07	転入・転出者数を2020年均衡、2025年以降1,500人の転入超過/年、2030年以降3000人の転入超過/年

国長期 ビジョン	2060年 社人研推計準拠	2060年	・合計特殊出生率：2030年1.8(国民希望出生率) 2040年2.07(人口置換水準) 2020年：地方・東京の転出入均衡
	8,674万人	10,000万人	

関西人口 ビジョン	2060年 社人研推計準拠	2060年	※今後、関西独自の自然増減、社会増減を設定
	1,475万人	※今後設定	

※関西の人口に関する現状及び将来動向における課題を設定するとともに、国の「長期ビジョン」(「2060年に1億人程度の人口を確保」と整合を図りながら、目指すべき将来の方向を踏まえた施策の効果を見込み、自然増減や社会増減に関する仮定を置いて関西の将来人口を展望する。

## 関西版総合戦略（関西創生戦略（仮称））（骨子案）

### 1 基本的な考え方

- (1) 国土の双眼構造を実現する関西
- (2) 人が環流し地域の魅力を高める関西

### 2 基本目標・基本的方向及び具体的な施策

#### (1) 基本目標

※ 関西圏域の展望研究会の「基本戦略」を参考に設定していく

(参考：研究会の基本戦略)

[国土の双眼構造を実現する関西]

- ① 國土の双眼構造を実現しアジアのハブ機能を担う「新首都関西」を創造

[人が環流し地域の魅力を高める関西]

- ② 「人が環流するモデル」を創造
- ③ 多世代が交流する「共助コミュニティ」を創造
- ④ 多様な選択肢により「創造的な人材」を育成

[産業、文化・観光、防災・医療、環境分野]

- ⑤ オンリーワンの技術で世界に羽ばたく「地域経済モデル」を創造
- ⑥ 「アジアの文化観光首都」の創造
- ⑦ 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造
- ⑧ 「環境先進地域」の創造（持続可能な社会の実現）

本部  
検討

分野  
検討

#### (2) 基本的方向

※ 関西圏域の展望研究会の「基本戦略」の「基本的な考え方」を参考に設定していく

#### (3) 具体的な施策

※ 関西圏域の展望研究会の「基本戦略」の「基本的な取組」を参考に設定していく

#### ＜主な具体的な施策のイメージ＞※平成27年度版ベース

- ・関西での首都機能のバックアップ、平時分散（政府関係機関の関西への移転を含む）に向けた働きかけ
- ・リニア中央新幹線の全線同時開業、北陸新幹線の早期延伸等に向けた働きかけ
- ・シンクタンク機能を担う官民協働のプラットホーム検討と人材のネットワーク化
- ・産学官連携によるイノベーションの強化・推進（関西健康・医療創生会議での検討等）
- ・官民が一体となった関西の国際観光の推進を強化し「KANSAI」を世界に売り込む
- ・東京オリンピック・パラリンピック等に向けた関西文化の魅力発信
- ・東京と関西双方で連携・分担する防災庁（仮称）機能の検討

（重要業績評価指標（KPI）又は行動指標のイメージ）

項目	イメージ
実施事務	KPI、行動指標
企画調整事務	行動指標（又は設定せず）